

減価償却費を含めた事業活動計算でプラスを確保すれば、資金収支計算では減価償却費分の資金が留保され、将来の資産の更新費用の財源となる、という減価償却の持つ機能については前回説明しました。これを「自己金融効果」と言い、減価償却費の累積合計総額（減価償却累計額）を保有していることが、長期的な安定経営の安心材料となります。

〈例〉保育所を開所するために、2億円で園舎(耐用年数50年)を建設しました。

この園舎を例にとれば、年間400万円(2億円÷50年)の資金を留保しなければ建替えができなくなり、保育所を継続することは困難になります。しかし、そもそも公定価格単価は「積上方式」と言われるように、園を運営するために必要な費用が積算されているに過ぎず、資産の更新費用は含まれていないため、減価償却累計額分の資金を留保するには収入を増やすか、支出を削減するか、いずれかしか方法はありません。しかし、保育所や認定こども園には利用定員があるため、民間企業のように努力によって売上を倍増することはできず、結果として支出を抑制するしか選択肢はありません。

ここでもう一度、園舎建設当時の2億円について振り返ってみましょう。一般に社会福祉法人では、園舎建設にあたって建設費の一部に補助金が充てられます。〈例〉の園舎に補助金が1.5億円拠出されていれば、法人が負担するのは0.5億円ですから、園舎更新費用として100万円(0.5億円÷50年)だけ資金を留保していけば建替えが可能になります。

減価償却費分の400万円を留保するのと、補助金を除いた100万円だけ留保するのとでは、児童処遇や職員処遇の質への影響は明らかに異なります。

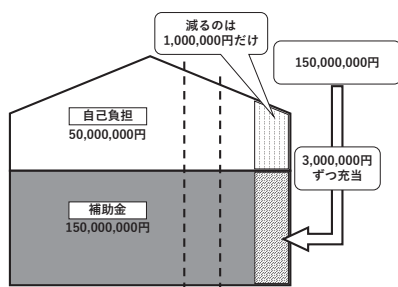


図1 国庫補助金等特別積立金のイメージ

ではここで、ご自身の園の「拠点区分事業活動計算書」(第二号第四様式、P/L)の様式を確認してください。サービス

		P/L	
サービス活動増減の部	収益	保育事業収益	×××
		・・・・	
	費用	人件費	×××
		事業費	×××
		事務費	×××
		減価償却費	4,000,000
国庫補助金等特別積立金取崩額		▲3,000,000	

活動増減の部の費用に、減価償却費がありますね。そしてその下に「国庫補助

金等特別積立金取崩額」がマイナスで表示されています。毎年の減価償却費は、耐用年数にわたって固定資産を使用した時の劣化費用で、〈例〉で言えば、毎年400万円ずつ劣化して目減りする額です(前回をご参照ください)。そして国庫補助金等特別積立金取崩額は、2億円の建設費に対して1.5億円の補助金を得ていることから、毎年の減価償却費という劣化費用の一部を賄う補助金額を表しています。400万円の費用のうち300万円は補助金が補う、つまり法人の純粋な負担額は差額の100万円だけ、ということを表します。

このことをP/Lでは、法人が負担する劣化費用を「減価償却費100万円」と表現するのではなく、「減価償却費は400万円だけど、そのうち300万円は補助金分だから減算」と表すのです。これが、国庫補助金等特別積立金取崩額が減価償却費のすぐ下にマイナスで表記されている理由です。

もちろん、当初の園舎建設時に補助金を受けていない施設では、国庫補助金等特別積立金取崩額は表示されません。また、次の園舎建替えにあたって補助金を受給しないことを前提とするならば、減価償却費全額を資金留保の対象としなければならないことは、言うまでもありません。

国庫補助金等特別積立金という言葉を聞くと、なおさら会計を難しく感じる方もいらっしゃるかも知れません。しかし国庫補助金等特別積立金とその取崩しの処理は、それによって保育サービスへの影響を軽減してくれるのです。すべては児童や職員の処

遇を守るための処理と思えば、国庫補助金等特別積立金にも少し感謝の意識が芽ばえますね。

＜まとめ＞

- 園舎の建替えなどの資産の更新のための資金留保には、減価償却費相当額を指標とすることができる
- 資産更新のための補助金額は、国庫補助金等特別積立金取崩額に計上する
- 国庫補助金等特別積立金取崩額は、減価償却費を軽減することにより、サービスの質の低下を防止する役割を持つ